

改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 884 号

改正 平成 29 年 9 月 28 日新人委第 376 号の 2

新人委第 10 号

平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会

委員長 丸山 正

復職時における号俸の調整等の運用について

新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 29 号。以下「規則」という。）第 37 条の規定等による号俸の調整（以下「復職時調整」という。）については，下記のとおり定めたので通知します。

記

第 1 規則第 37 条関係

1 用語の定義

第 1 において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）をいう。
- (2) 昇給日 規則第 28 条に規定する昇給日をいう。
- (3) 休職等 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定による休職，同法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けたこと，教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項，法第 26 条の 5 第 1 項若しくは第 26 条の 6 第 1 項に規定する休業，外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第 34 号）第 2 条第 1 項若しくは新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 13 年新潟市条例第 35 号）第 2 条第 1 項の規定による派遣（以下「派遣」という。）又は新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 7 年新潟市条例第 2 号）第 13 条に規定する療養休暇若しくは同条例第 15 条に規定する介

護休暇をいう。

- (4) 復職等 休職等をしてきた職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ることをいう。
- (5) 算定期間 評価終了日(規則第 28 条に規定する評価終了日をいう。以下同じ。)以前 1 年間の期間(当該期間の中途において新たに職員となった者又は規則第 22 条第 3 項、第 25 条第 2 項(第 27 条において準用する場合を含む。)若しくは第 36 条の規定により号俸を決定された者(以下「新たに職員となった者等」という。)にあっては、新たに職員となった日又は当該号俸を決定された日(以下「採用等の日」という。)から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間)をいう。
- (6) 基準号俸 休職等の期間の初日において受けていた号俸(同日が昇給日前 3 月以内にある場合にあっては、当該昇給日において受けていた号俸)をいう。
- (7) 基準日 休職等の期間の初日の属する算定期間の初日をいう。
- (8) 調整期間 各算定期間における休職等の期間を規則別表第 9 に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間をいう。
- (9) 合算期間 各算定期間における休職等の期間以外の期間と調整期間とを合算した期間をいう。

2 復職時調整の要領について

- (1) 復職等の日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の直前の評価終了日(復職等の日が昇給日である場合にあっては、その直前の評価終了日)までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸(休職等の期間の初日から復職時調整を行う前日までの間において、規則第 33 条若しくは第 34 条の規定による昇給(当該初日が昇給日前 3 月以内にある場合にあっては、当該初日から当該昇給日までの期間における当該昇給を除く。)次項第 1 号アにおいて同じ。)をしたときは、当該号俸の号数に当該昇給の号俸数に相当する数を加えて得た数を号数とする号俸。以下この号において同じ。)を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計数(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとし、当該昇給日の次の昇給日における復職時調整は、基準号俸の号数に、基準日から当該次の昇給日の直前の評価終了日までの各算定期間に係る次号の規定による調整数の合計(1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号俸を超えない範囲内で行うものとする。
- (2) 調整数は、算定期間ごとに標準号俸数(条例第 6 条第 2 項に規定する人事委員

会規則で定める基準において当該職員に係る標準となる号俸数をいう。次号において同じ。)の号数に当該算定期間における合算期間(当該算定期間のすべてが休職等の期間である場合にあっては、調整期間)の月数を12月で除した数を乗じて得た数(当該数が当該算定期間後の最初の昇給日における昇給(規則第33条又は第34条に定めるところにより行うものを除く。)の号俸数に相当する数に達しない場合にあっては、当該昇給の号俸数に相当する数)とする。

- (3) 休職等の期間以外の勤務しなかった日数((新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用について)第31条関係第5項に掲げる事由により勤務しなかった日数を除く。)が合算期間の6分の1に相当する期間の日数以上となる算定期間又は規則第31条第1項第4号若しくは第5号に掲げる職員に該当した算定期間等に係る調整数の算定に当たっては、当該算定期間においてこれらの事実該当した場合における昇給の取扱いに準じ、標準号俸数の号数に達しない範囲内の号数をその算定の基礎となる号数とするものとする。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、復職等の後再び休職等のため勤務しない職員及び勤務しないこととなる職員については復職時調整の時期を延期することができる。この場合において、復職時調整の時期を延期した当該休職等の期間については、その後の休職等の期間と合わせて復職時調整を行うことができるものとする。
- (5) 新たに職員となった者等について、採用等の日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間がある場合の復職時調整については、当該採用等の日における号俸の決定に係る事情等を考慮した場合に、前項第5号に規定する算定期間を基礎として復職時調整を行うことが部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、当該採用等の日の直前の評価終了日の翌日以後において当該事情等を考慮して任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間をもって当該算定期間とみなす。

3 昇格、降格、異動との関係について

- (1) 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第22条第1項に該当する昇格をした職員の昇格の日以後に行う復職時調整は、次に定めるところにより、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の評価終了日までの期間に係る復職時調整及び当該評価終了日の翌日以後の期間に係る復職時調整を順次行ったものとした場合に得られるところによる。この場合において、アによる調整の過程において前項第2号に規定する「乗じて得た数」に1未満の端数が生じたときは、これをイによる調整の過程における同号に規定する「乗じて得た数」に合算することができる。
 - ア 昇格の日を復職等の日とみなし、かつ、休職等の期間の初日から昇格の日の前日までの間において昇給等がなかったものとみなして、前項の規定に基づき、基準日から昇格の日の直前の昇給日の直前の評価終了日までの期間に係る復

職時調整を行う。

イ アにより得られる号俸を昇格の日の前日に受けていたものとみなして規則第 22 条第 1 項の規定を適用した場合に得られる昇格直後の号俸を基礎とし、前項の規定に基づき、昇格の日の直前の昇給日の直前の評価終了日の翌日以後の期間に係る復職時調整を行う。

(2) 休職等の期間中又は復職等の日から復職等の日後の最初の昇給日の次の昇給日までの期間中に規則第 23 条第 1 項に該当する降格をした職員の降格の日以後に行う復職時調整については、前号に準じて取り扱う。

(3) 休職等の期間中又は復職等の日以後復職時調整の日以前の期間中に規則第 24 条第 1 項又は第 26 条第 1 項に規定する異動があった場合は、規則第 25 条又は第 27 条の規定を適用して再計算した場合に休職等の期間の初日に受けることとなる号俸を基礎として、基準日に相当する日以後の期間について復職時調整を行う。この場合において前各号に該当することとなるときは、それぞれそれらに準じて取り扱うものとする。

4 期間計算について

(1) 休職等の期間は暦に従って月及び日を単位として計算し、それぞれの換算率を乗じて調整期間を算出する。

(2) 換算により生じた 2 分の 1 月は 15 日、3 分の 1 月は 10 日として取り扱い、各期間の 1 月未満の部分を合算するときは、30 日をもって 1 月とする。

5 復職時調整の計算の過程等について

規則第 37 条に基づく復職時調整については、その計算の過程等を明確にして行うとともに、その内容を適切に把握しておくものとする。

6 平成 29 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間の特例

平成 29 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間の一部又は全部を含む休職等の期間に係る復職時調整における第 1 の第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用については、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「算定期間」とあるのは「算定期間（当該算定期間に係る評価終了日が平成 29 年 9 月 30 日である場合にあっては、平成 29 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者等のうち、第 1 の第 2 項第 5 号の規定の適用を受ける者にあつては同年 1 月 1 日以後において採用等の日における号俸の決定に係る事情等を考慮して任命権者が定める日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間、同号の規定の適用を受けない者にあつては採用等の日から当該採用等の日以後の最初の評価終了日までの期間）」と、同項第 2 号中「12 月」とあるのは「12 月（当該算定期間に係る評価終了日が平成 29 年 9 月 30 日である場合にあっては、9 月）」

とする。

第2 復職時調整に関する特例

復職時調整に関し、この通達により難しい場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別段の取扱いをすることができる。